

最高裁秘書第3093号

平成29年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月26日付け（同月27日受付、最高裁秘書第2948号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所図書館分課規程（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

# 最高裁判所図書館分課規程

昭和34年6月30日最高裁判所規程第4号

改正 平成3年7月17日最高裁判所規程第3号  
平成19年3月27日最高裁判所規程第1号

## 最高裁判所図書館分課規程

第一条 最高裁判所図書館に次の課を置く。

総務課

整理課

第二条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 会議に関する事項
- 二 公印の保管に関する事項
- 三 文書の接受及び発送並びに文書事務の管理に関する事項
- 四 図書、雑誌及び資料の閲覧、参照、保管及び製本に関する事項
- 五 他の図書館との相互貸借に関する事項
- 六 書庫の管理に関する事項
- 七 書誌情報の提供に関する事項
- 八 他の課に属しない事項

(平三最裁程三・平一九最裁程一・一部改正)

第三条 整理課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 図書、雑誌及び資料の受入れに関する事項
- 二 図書、雑誌及び資料の配布に関する事項
- 三 図書、雑誌及び資料の交換に関する事項
- 四 図書、雑誌及び資料の整理に関する事項
- 五 図書目録、文献索引等の刊行に関する事項
- 六 書誌情報の作成に関する事項

(平三最裁程三・平一九最裁程一・一部改正)

第四条 最高裁判所図書館長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を他の課において処理させることができる。

## 附則

1 この規程は、最高裁判所図書館規則の一部を改正する規則（昭和三十四年最高裁判所規則第九号）施行の日から施行する。

2 最高裁判所図書館規程（昭和二十四年最高裁判所規程第十五号）は、廃止する。

附則（平成三年七月一七日最高裁判所規程第三号）

この規程は、平成三年八月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二七日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。